

北海道消費生活条例施行規則の一部を 改正する規則について

1 改正の趣旨

道では、北海道消費生活条例及び北海道消費生活条例施行規則（以下「規則」という。）において、道内で発生する取引に関する消費者問題に迅速に対応できるよう不当な取引方法の禁止制度を設けています。

国においては、消費者の利益の擁護を図るため、平成28年（2016年）以降消費者契約法（以下「法」という。）の改正を行っています。

法改正	平成28年（2016年）	・消費者契約における消費者の解除権を放棄させる条項を無効とすること等
	平成30年（2018年）	・後見開始等の審判のみを理由として事業者に解除権を付与する条項を無効とすること等

これらの法改正を踏まえ、道においても不当な取引方法による消費者被害防止措置を迅速に行うことができるよう、規則を改正し、事業者に対する指導等の対象となる行為を明文化します。

2 主な改正の内容

法の改正を踏まえ、次の不当な取引方法を規則別表に明文化します。

規則別表に明文化する 不当な取引方法	不当な取引方法の具体例	規則別表の 現規定
(1) 契約締結前にその債務内容の一部又は全部を実施し、又は契約締結を目指した事業活動を実施してその対価等を求めることにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 【法第4条第3項第7号及び第8号関連】	・注文を受ける前に自宅の物干し台の寸法に合わせてさお竹を切断し、代金を請求する。 ・投資等の勧誘で会ってほしいと言われ会ったが、「あなたのためにここまで来た、断るなら交通費を支払え」と告げて勧誘する。	第4項第15号
(2) 事業者の債務不履行等についての損害賠償責任の有無を決定する権限や、その限度を決定する権限を事業者に与える内容の契約を締結させる行為 【法第8条第1項関連】	・「当社が過失のあることを認めた場合に限り、当社は損害賠償責任を負うこととします。」とする条項のある契約を締結させる。	第5項第13号
(3) 消費者による契約の解除等の権利を放棄させ、又はその権利の有無を決定する権限を事業者に与える内容の契約を締結させる行為 【法第8条の2関連】	・「お客様は、当社に過失があると当社が認める場合を除き、注文のキャンセルはできません。」とする条項のある契約を締結させる。	第5項第13号
(4) 消費者が後見開始等の審判を受けたことのみを理由とした契約の解除等をする権利を事業者に与える内容の契約を締結させる行為 【法第8条の3関連】	・「賃借人（消費者）が後見開始の審判を受けたときは、賃貸人（事業者）は直ちに本契約を解除できる。」とする条項のあるアパートの賃貸借契約を締結させる。	第5項第13号

3 スケジュール

- | | |
|-------------|-------------------|
| (1) 規則改正の公布 | 令和2年（2020年）2月（予定） |
| (2) 規則改正の施行 | 令和2年（2020年）4月1日 |